

第 1 回庄内南部地区合併協議会 会 議 録

期 日：平成 1 4 年 1 0 月 1 0 日（木）

場 所：グ ラ ン ド エ ル ・ サ ン

第 1 回庄内南部地区合併協議会 会議録

○日 時 平成 1 4 年 1 0 月 1 0 日 (木) 午前 1 0 時 3 5 分 ~

○場 所 グランドエル・サン 「ローズルーム」

○次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委嘱状の交付

4 委 員 等 紹 介

5 議 事

(1) 報 告 事 項

報告第 1 号 庄内南部地区合併協議会設置までの経過について

報告第 2 号 庄内南部地区合併協議会規約について

報告第 3 号 庄内南部地区合併協議会事務局規約について

報告第 4 号 庄内南部地区合併協議会財務規程について

報告第 5 号 庄内南部地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する
規定について

(2) 協議事項

議案第 1 号 庄内南部地区合併協議会会議運営規程について

議案第 2 号 庄内南部地区合併協議会会議傍聴規程について

議案第 3 号 庄内南部地区合併協議会事業計画について

議案第 4 号 平成 1 4 年度庄内南部地区合併協議会歳入歳出予算について

6 そ の 他

7 閉 会

○出席委員等

役職名	区 分		氏 名	役職名	区 分		氏 名
会 長	鶴岡市長		富塚 陽一	委 員	櫛引町三川町朝日村温海町	町長	阿部 千昭
副会長	三川町長		佐藤 京一	委 員		議員	菅原 元
副会長	鶴岡市議会議長		本城 昭一	委 員		識見を有する者	長南 源一
副会長	櫛引町議会議長		遠藤 純夫	委 員		識見を有する者	前田 藤吉
委 員	鶴岡市	議員	菅原 信喜	委 員		議長	大滝助太郎
委 員		議員	榎本 政規	委 員		議員	須藤 栄弘
委 員		助役	芳賀 肇	委 員		識見を有する者	鈴木多右エ門
委 員		識見を有する者	大瀧 常雄	委 員		識見を有する者	鈴木 正士
委 員		識見を有する者	竹内 峰子	委 員		村長	佐藤 征勝
委 員		識見を有する者	菅原 一浩	委 員		議長	小野寺賢治
委 員	藤島町	町長	阿部 昇司	委 員	朝日村	議員	進藤 篤
委 員		議長	高橋 徳雄	委 員		識見を有する者	清野 豊春
委 員		議員	押井 喜一	委 員		識見を有する者	渡部 長和
委 員		識見を有する者	富樫 達喜	委 員		町長	佐藤 正明
委 員		識見を有する者	伊藤 忠	委 員		議長	本間 毅
委 員		町長	中村 博信	委 員		議員	富樫 栄一
委 員	羽黒町	議長	今井 勇雄	委 員	温海町	識見を有する者	齋藤 金一
委 員		議員	富樫 孝一	委 員		識見を有する者	佐藤喜久子
委 員		識見を有する者	呼野 祝二	監査委員	朝日村監査委員		難波 鉄雄
委 員		識見を有する者	高橋 澤	監査委員	羽黒町監査委員		清野 均

会長・委員 38名、監査委員 2名

○欠席委員等 なし

○出席幹事職員

所 属 ・ 職 名	氏 名	所 属 ・ 職 名	氏 名
鶴岡市総務部調整主幹	阿部 一也	三川町企画課長	福田 和子
藤島町企画課長	半澤 正昭	朝日村企画課長	伊藤 英之
羽黒町企画商工課長	渡部 仲峰	温海町企画観光商工課長	川畑 仁
櫛引町企画課長	小林 良市		

○出席事務局職員

役職名	所 属 ・ 職 名	氏 名
事務局長	鶴岡市助役	芳賀 肇
事務局員	鶴岡市総務部調整主幹	阿部 一也
事務局員	鶴岡市総務部調整専門員	柳生 晃

1 開 会（午前10時35分）

- 芳賀 肇事務局長** ただ今から第1回庄内南部地区合併協議会を開会いたします。
それでは、本協議会に先立ちまして開催されました市町村長会議におきまして、本協議会規約に基づき、会長に選任されました富塚陽一会長よりあいさつをお願いいたします。

2 会長あいさつ

- 富塚陽一会長** ただ今司会からお話ありましたとおり、私鶴岡市長の富塚陽一でございます。先刻発起人会におきましてこの庄内南部地区合併協議会を正式に発足させていただき、そこで法律に基づいた手続きによりまして、大変浅学非力でありますけれども会長に推挙されましたところでございます。誠に責任が重大であることを思い、身の引き締まる思いをいたしておりますけれども、これも歴史始まって以来の大きな出来事に直面をしております故、議会の議決を得て権威のある協議会として発足させていただいて、皆さまと親しくご協議を重ねていただき、当然その基盤にある住民の皆さんのご意見も踏まえつつのことと拝察をいたしますけれども、最善の答えが出来ますように精一杯努力させていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。合わせて副会長さんにはここにご紹介申し上げますけれども、議会からは鶴岡市議会の議長、町村議会の櫛引町の議長さん、それに町村会からは三川の町長さんをご選出いただきまして、お力を貸していただくことにいたしております。合わせてよろしくお願い申し上げます。

合併問題は、皆さま既にご高承のことと思いますし、これから事務局から経過の説明をする予定になっておりますので、詳細はそこでご承知をいただきたいわけですが、全国的にこのところあちこちで話題になっております。できることであれば、こういうこともしなくて済めばいいわけでありますけれども、時代は決してそういうことを許せない状況に立ち至っている、これは等しく各町村長さんの認識でありまして、議長さんも当然そのことでありますけれども、ここに立ち至って権威のある場で、先ほど申し上げましたとおり遺漏のないように対処しようということで、今日、委員の皆さま、識見の有する方も含めて大勢の方にご参列をいただいた次第でございます。とにかく経済がこのとおり右上がりではなくなったということと同時に行政能力そのものが思うとおり伸ばせないのに、住民の行政に対するニーズが非常に多様に膨らんできたし高度になってきた。行政がそれにきちんと応えるにはやはりこの際力を合わせなければならないのではないかというふうな一般的な情勢判断、それと財政事情が非常に窮屈になって、おそらくこれは総務省でさえも先行きが見通し立たないような状況の中で、私達は一定の行政水準を確保するべく、地方税政を踏まえながら足りないところは国の地方交付税その他交付金でまかなってきたわけですが、そのまかなってもらった原資となる税収が非常に厳しくなってきた、あてにしたものもなかなか調達できないという、それを一面アメやムチをもって合併を促進するというような言い方をされる向きもありますけれども、現実にお金がないという状況の中でどうい

うふうに合理的に配分して使うかという切実な問題に直面しているということから、この際合併特例法に基づく措置はやはり避けて通れないというようなことがその背景にあるかと思います。特に私は総務省が求めているいろんな方策に加えて庄内南部地区は、大変素晴らしい歴史と伝統を持つ地域であり、また豊かな自然に恵まれている地域ではありますが、人口の少子高齢化の中でこの際力があるうちに何とか踏ん張って21世紀の礎をここで力を合わせて築いていく、極論でありますけれども最後と言ってもいいくらい重要な機会に直面しているのではないかと、後進のためにぜひここで汗を流すべきでないかというふうな思いを込めて皆さまとご協議をさせていただくことができれば大変意義深いのではないかと、そのようなことも考えております。

この合併問題につきましては、どこの議会でもいろいろのご議論があったと伺っております。時期尚早ではないか、先行きの見通しが立たないのに何で早くこういふところに踏み込むのか、メリット、デメリットも不明確であると、それから庄内は一つという構想もあるのではないかと、さまざまなご意見があるやに聞いておりますし、それぞれごもっともな面を持っているというふうに思います。ですが、とにかく現実にはそういう問題に答えるには必死になってとにかく事務方と力を合わせて具体的な作業をしてみないことには、どういうところに将来の見通しが立つのか、どんな将来像が見えるのか、これも抽象的な話では到底住民の皆さまの満足を得るところに至らないのでありますので、しっかりした責任を果たす上でも、しっかりした作業、調査、検討をして具体的に責任のある答えを提起して、皆さま方のご意見をさらにいただくというふうな手順を踏むべきではないかと考えてまいりまして、そのような立場でご協議を申し上げてまいった経緯もございます。最終的にここで結論を得るのは、おそらく平成16年度に入ってからだろうというふうに思いますし、その出た結果につきましては当然各構成団体の議会の議決を得る、それから指導機関からのいろいろな助言も得るということで合併の是非を含めて、内容の適否は今後そうした機関で最終的に決定をするという、そこに委ねることが最終的にあるわけではありますが、精一杯努力させていただきたいと思いますので、委員の皆さまには何かとご多忙のところと思いますが、またお時間も煩わすことも少なくなろうと思いますが、よろしくご指導、ご協議賜り、せっかくのこの機会にいい考え方、構想ができて、いい自治行政の展開ができますように心からご祈念申し上げ、ご協力をお願い申し上げて、あれこれ申しましたけれども、これまでの経過も若干触れながらごあいさつさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

3 委嘱状の交付

- 芳賀 筆事務局長** それでは、委員の皆さまに富塚会長より委嘱状をお渡しいただきます。会長より皆さまのほうにお伺いいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

(委嘱状交付)

4 委員等紹介

○**芳賀 筆事務局長** 次に委員の皆さまを紹介させていただきます。席順に沿ってお名前をお呼びさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

初めに副会長であります三川町長 佐藤京一様でございます。同じく副会長の鶴岡市議会議員 本城昭一様でございます。同じく副会長、櫛引町議会議員の遠藤純夫様でございます。

続きまして鶴岡市の委員をご紹介申し上げます。第2号委員、鶴岡市議会議員の菅原信喜様でございます。同じく2号委員の鶴岡市議会議員 榎本政規様でございます。4号委員の識見を有する方ということで、大瀧常夫様でございます。同じく竹内峰子様でございます。同じく菅原一浩様でございます。

次に藤島町の委員の方をご紹介申し上げます。1号委員の藤島町長の阿部昇司様でございます。2号委員の藤島町議会議員の高橋徳雄様でございます。同じく藤島町議会議員 押井喜一様でございます。4号委員の富樫達喜様でございます。同じく4号委員の伊藤忠様でございます。

次に羽黒町の委員の方をご紹介申し上げます。第1号委員、羽黒町長の中村博信様でございます。2号委員の羽黒町議会議員の今井勇雄様でございます。同じく羽黒町議会議員の富樫孝一様でございます。4号委員の呼野祝二様でございます。同じく4号委員の高橋澤様でございます。

次に櫛引町の委員の方をご紹介申し上げます。第1号委員、櫛引町長の阿部千昭様でございます。櫛引町議会議員の菅原元様でございます。4号委員の長南源一様でございます。同じく前田藤吉様でございます。

三川町の委員の方をご紹介申し上げます。2号委員の三川町議会議員の大滝助太郎様でございます。同じく三川町議会議員の須藤栄弘様でございます。4号委員の鈴木正士様でございます。同じく鈴木多右エ門様でございます。

監査委員の羽黒町監査委員 清野均様でございます。同じく監査委員の朝日村監査委員 難波鉄雄様でございます。

朝日村の委員の方をご紹介申し上げます。第4号委員の渡部長和様でございます。同じく4号委員の清野豊春様でございます。2号委員の朝日村議会議員の進藤篤様でございます。同じく朝日村議会議員の長小野寺賢治様でございます。第1号委員の朝日村長の佐藤征勝様でございます。

温海町の委員の方をご紹介申し上げます。4号委員の佐藤喜久子様でございます。同じく4号委員の齋藤金一様でございます。第2号委員の温海町議会議員の富樫栄一様でございます。同じく温海町議会議員の本間毅様でございます。第1号委員の温海町長の佐藤正明様でございます。

私、委員兼務でございます鶴岡市助役の芳賀と申します。よろしくお願いを申し上げます。

5 議 事

(1) 報 告 事 項

報告第1号 庄内南部地区合併協議会設置までの経過について

報告第2号 庄内南部地区合併協議会規約について

- **芳賀 筆事務局長** それでは議事のほうに入らせていただきます。議長は本協議会規約に基づきまして富塚会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
- **富塚陽一会長** それでは、早速議事に入らせていただきます。報告事項、報告第1号 協議会設置までの経過について、並びに報告第2号 協議会の規約についてご報告を申し上げます。設立の趣意書も一緒に事務局説明してください。
- **芳賀 筆事務局長** それでは初めに趣意書について読み上げて説明させていただきます。資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

「周知のとおり、鶴岡市及び東田川郡の町村、一市七町一村は、かねて市町村合併の問題について任意の協議会を設けて協議して参りましたが、このたび鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町を構成団体として市町村の合併の特例に関する法律第三条に基づく合併協議会を置くことについて、別紙の通り、各構成団体の議会の同意を得たので、ここに庄内南部地区合併協議会を設立することにいたします。

これまで任意の協議会では各団体の考え方などについて諸々の協議を行ってきましたが、その中で、合併後の見通しが不明なこと、合併によるメリット、デメリットも曖昧なこと、或いは住民に対する情報も不足気味なことなど、合併の是非を判断するための疑義も出され、それぞれ尤もな疑義とも認められましたが、その疑義に応えるには、それぞれの項目に関する具体的な検討作業を真剣に行なう必要があること、それにもまして、昨今の厳しい経済・財政事情や将来の地域社会の見通しなど諸問題から考え、合併は到底避け難いものとの共通の認識に至ったこと、従ってその上は、まず以って、思いを等しくする団体により、議会の議決も得た上で、本格的な検討作業を一刻も速やかに始めるのが適切ではないかとの判断に至りました。そして、それらの検討作業により、よりよい自治体の実現できる計画を策定して実行に移し、また得られる筈のメリットを極力増幅するように、懸念されるデメリットが生ずることがないように、最善の努力を重ね、住民のための最善の方策を樹立したい。またそれで、上述の疑義に応えることにもなろうと思うのであります。

斯様な趣旨から、今般各議会の議決を戴き、各団体など民間の有識者の参加も戴いて、法に基づく権威ある協議会において、合併にかかる諸問題の最善の結論を得るべく措置した次第であります。

本協議会が設置された後は、法が定める諸協議項目について公正、適切な協議を重ねて最善の結論を得るように努め、最終的には、各構成市町村議会を始め、諸関係機関に、その結果の是非、内容の適否の判断を委ねることになるものであります。

以上、宜しくご理解の上、温かいご指導、ご協力を賜るように申し述べ、設立の趣旨と致します。

平成14年10月10日、庄内南部地区合併協議会発起人会」

これは先ほど発起人会におきまして、承認をいただきました庄内南部地区合併協議会設立趣意書でございます。

続きまして、報告第1号 合併協議会設置までの経過につきましてご説明させていただきます。初めに資料の2ページをお開き願います。本地域の市町村合併に関するこれまでの経過でございます。主な経過についてご説明させていただきたいと思えます。

平成14年3月28日に鶴岡市並びに東西田川郡の9市町村長会議が行われ、担当部課長による研究会を設置し、7月10日には任意協議会であります庄内南部地区合併検討協議会を設置し、新たなまちづくりや法定協議会の設立を目指し、協議を行ってまいりました。7月31日には県より合併重点支援地域に指定していただいております。9月11日に第5回任意協議会を開催し、法定協議会への参加の意思確認を行い、立川町、余目町を除いた1市5町1村による法定協議会設置を確認いたしました。構成市町村におきましては、9月中にそれぞれの議会により法定協議会の設置議案及び規約をご可決いただき、本日ここに庄内南部地区合併協議会設立の運びとなった次第でございます。

本日は本協議会の開催に先立ちまして、10時より構成市町村の市町村長並びに議長さんによります庄内南部地区合併協議会発起人会を開催し、設立趣意書、規約等をご承認いただき、本協議会の設立をご確認いただいたところでございます。なお、会長、副会長は本協議会規約により構成市町村の長が協議をして選任することになっていることにより、発起人会を中断し、市町村長会議を開催し、先ほどご紹介いたしましたように富塚陽一会長、佐藤京一副会長、本城昭一副会長、遠藤純夫副会長を選任いただいたところでございます。また、監査委員に関しましても本協議会規約により市町村長会議において、構成市町村の監査委員より難波鉄雄様、清野均様、両監査委員を選任いただいたところであります。

なお、6ページより12ページまでは各構成市町村の庄内南部地区合併協議会設置議案を参考まで添付させていただきました。それから別添の庄内南部地区合併協議会の設置に関する協議書でございますが、構成市町村の長が本協議会の設置を確認した書類でございます。押印し、それぞれの市町村において一通ずつ保有するものでございます。

続きまして資料13ページの報告第2号 庄内南部地区合併協議会規約につきまして条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条でございますが、協議会の設置でございます。鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町において、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づいて、合併協議会を設置するものであります。

第2条は協議会の名称について、庄内南部地区合併協議会とするものであります。

第3条は協議会の担任する事務といたしまして、第1号で構成市町村の合併に関する協議、2号で市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づく新市建設計画の作成、3号でその他、構成市町村の合併に関し必要な事項と定めるものであります。

第4条は協議会の事務所でございますが、鶴岡市に置くとするものであります。

第5条は協議会の組織について会長、副会長及び委員をもって組織するものであります。

第6条は会長及び副会長について規定しており、第1項は会長及び副会長の選任方法であります。会長及び副会長は構成市町村の長が協議して委員となるべきものの中から選任することとするものであります。先ほど申し上げましたように、本日市町村長会議を開催し、会長、副会長を選任していただいたものでございます。第2項では会長は非常勤と定めるものであります。

第7条は委員でございまして、1号委員として構成市町村の長、2号委員として構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会より推薦していただいた議員ということで、鶴岡市から2名、各町村からそれぞれ1名、3号委員として鶴岡市の助役、4号委員として構成市町村の長が推薦した識見を有する者として、鶴岡市から3名、各町村からそれぞれ2名といたしております。また、鶴岡市と各町村とで委員数に違いがございますのは、人口規模等を勘案いたしまして、執行部と議会、識見を有する方それぞれの区分で鶴岡市の委員数を1名多くさせていただいているものでございます。第2項では委員は非常勤とするものであります。

第8条は会長及び副会長の職務を定めたものであります。

第9条は協議会の会議でございまして、会議は会長が招集するとし、第2項では会議の開催場所及び日時について会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならないこととするものであります。

第10条は会議の運営でございまして、会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができないということにしております。第2項で会長が会議の議長となることとし、第3項では会長は必要に応じて構成市町村の関係職員等を会議に出席させることができることといたしております。なお、その他会議の運営に関しまして必要な事項につきましては、会長が会議に諮って定めることとするものであります。

第11条は小委員会についての規定でございまして、協議会で担任いたします事務の特定の事項について調査、審議を行うために小委員会を設置することができることとするものであります。

第12条は協議会の事務局でございまして、協議会の事務を処理するため事務局を置くこととし、事務局について必要な事項は会長が別に定めることとするものであります。

第13条は協議会の経費でございまして、協議会に要する経費については構成市町村が協議して負担することとするものであります。

第14条は協議会の監査で、協議会の出納については構成市町村の監査委員の中か

ら構成市町村の長が協議して監査委員 2 名を定めて、監査を行うこととするものであります。また監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならないとしております。先ほどご報告いたしましたように、先刻市町村長会議を開催していただき、構成市町村の監査委員より選任いただいたものでございます。

第 15 条では協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関しまして必要な事項については会長が別に定めることといたしております。

第 16 条は報酬及び費用弁償についてであります。会長、副会長、委員及び監査委員は報酬及び費用弁償を受けることができることとし、額並びに支給方法については会長が別に定めることとするものであります。

第 17 条では協議会を解散した場合の措置といたしまして、協議会の収支については解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算することとするものであります。

第 18 条は委任で、この規約に定めるもののほか、協議会に関しまして必要な事項につきましては会長が別に定めることとしております。

附則でこの規約の施行月日を定めるものであり、本日 10 月 10 日としております。

規約につきましては以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○**富塚陽一会長** 設立の経過と規約について趣意書を含めてご報告させていただきました。何かご質問ございましたら、どうぞご発言ください。趣意書は発起人会でお決めにいただいております。規約につきましては、各構成団体の議会でご審議をいただく材料に使わせていただきましたので、十分ご審議をいただいたと思いますが、不明な点その他ございましたらどうぞご発言ください。

○**富塚陽一会長** なければご了承いただいたこととさせていただきます。なお、規約につきましては会の進行に応じて不備な点が生じてきた場合はご提案いただいて、その内容がここで適当であるということであれば、また議会にお諮りをして改正することは可能でありますので、どうぞそのような意味で受け止めていただいて結構かと思えます。それではこの二つにつきましてはご了承いただいたことにして、今日は初会合でありますので報告にしろ、協議にしろ事務的な手続きみたいな、あまり合併の中身の話までなかなか踏み込めない入り口のところの環境整備が多かろうと思いますが、どうぞご了承いただきたいと思えます。

報告第 3 号 庄内南部地区合併協議会事務局規程について

報告第 4 号 庄内南部地区合併協議会財務規程について

報告第 5 号 庄内南部地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

○**富塚陽一会長** 引き続いて、事務の運営についての細かい規程を報告させていただきます。

○**芳賀 肇事務局長** それでは報告第 3 号から第 5 号までについてご報告を申し上げます。

す。資料の１６ページをお開きいただきたいと思います。

初めに第３号 庄内南部地区合併協議会事務局規程についてご説明申し上げます。主な点にさせていただきますと思います。

第１条では事務局規程の趣旨、第２条では事務局の所掌事務について規定しております。

第３条で事務局の職員について、事務局長、その他必要な職員を置くこととし、事務局長は鶴岡市助役をもって充て、その他必要な職員については構成市町村の職員をもって充てることとしております。

以下第４条から第８条までは事務局職員の職務、専決事項、代決、職員の服務、給与等についての規定であります。

第９条は助役会議についての規定で、幹事会及び専門部会において総合的な調整を要する場合、会長が必要と認めた場合は、構成市町村の助役をもって組織いたします助役会議を開催して、協議または調整を行うこととするものであります。

第１０条から１２条までは幹事会についての規定で、第１０条では協議会に提案する事項について、協議または調整するため、幹事会を置くことといたしております。第１１条では幹事会の組織について、幹事会は幹事をもって組織し、幹事は１８ページの別表第１に掲げます構成市町村の合併担当部課長をもって充てることとするものであります。第１２条の幹事会の運営等につきましては、事務局長が幹事会を開催し、議長となることとしております。第２項は必要に応じて関係者等の出席を求めることができることといたしております。

第１３条から１６条までは専門部会についての規定でありまして、第１３条で規約の第３条に掲げます協議会の担任する事項について専門的に協議または調整するため、専門部会を置くこととしております。第１４条では専門部会の組織について、第１５条、１６条では専門部会の運営等について規定しております。なお、専門部会の組織については各分野ごとに部会を設け、構成市町村の担当部課長等を部会員として構成する考えであり、各構成市町村の全分野に及ぶものであります。

第１７条では専門部会で協議、調整する事項についてさらに専門的に調査、研究、調整を行うために専門部会に分科会を置くことができることとしております。

第１８条は補則で、この規定に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定めることといたしております。

次に第４号 庄内南部地区合併協議会財務規程につきましてその概要をご説明申し上げます。１９ページでございます。この規程は協議会の財務に関して必要な事項を定めるものでございまして、歳入歳出予算、予算案の補正、歳入歳出予算の区分、出納及び現金の保管、協議会出納員、予算の流用、決算、収入及び支出の手続き等について規定いたしております。

次に２１ページの第５号 庄内南部地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程でございます。この規程は、協議会の会長、副会長、委員及び監査委員の方の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条で報酬につきましては、日額5,300円とするものであります。審議会の委員の方の報酬日額につきましては、各市町村で若干差がございますが、この金額につきましては鶴岡市の額とさせていただいたものであります。ちなみに広域行政組合におきましてもこれと同額となっております。

第3条では費用弁償について規定しており、費用弁償の種類については鉄道費、船賃、日当、航空賃、車賃、日当、宿泊料等とし、鉄道、船賃、航空賃については鶴岡市旅費条例の規定を準用した額とし、車賃、日当、宿泊料等については別表に定める額といたしております。

第4条で費用弁償の支給方法等について、鶴岡市旅費条例の適用を受ける職員の例によるものといたしております。

以上でございますのでよろしくお願い申し上げます。

- 富塚陽一会長** 事務局の規程と財務関係、それから委員の報酬、費用弁償に関する規程について概略ご説明申し上げました。

事務局の規程につきましてはこのとおりであります。特に合併につきましては特定の部局の作業を進めればよいというようなものではなくて、あらゆる部局の職員をあげて、これを処理しなければならないところでありますので、一つには各部局の専門的な検討をするべく、専門部会を網羅的に設けさすようにいたしましたほか、各市町村間のいろいろな難しい調整課題が事務レベルでも生ずることになるだろうと思いますので、その点は助役さんを中心とした会議で総合的に事務方の調整をしていただくというふうな配慮をして、そこに若干の距離を置かせていただいて、その審査、調整をすると、そんな体制の整備に気を配ったことになっております。とにかく事務方を挙げて一生懸命作業をさせる必要があるというふうに考えての規程とご理解をいただければと思います。

財務規程につきましては多少専門的でありますので、かなり簡潔な説明をしたようではありますが、監査委員の方には十分ご説明申し上げるように事務局でよく配慮してください。

それから委員の報酬等につきましては当然首長さん、あるいは助役さんは本来の業務でありますので、報酬は支給しないということを含めて定めさせていただいております。

これらにつきましては全てこの協議会で修正も可能ですが、なおいろいろお気づきの点をご指摘いただくとしても、これをもってこれからしばらく運営させていただきたいというふうに思いますが、何かご意見、ご質問ございましたらどうぞ遠慮なくご発言ください。

- 富塚陽一会長** なければ、ちょっと細かいことでもありますので事務方にもよくこれをこなして執行させるようにいたしたいと思いますので、ご了承いただくことでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい。」という声あり)

- 富塚陽一会長** ありがとうございます。

(2) 協 議 事 項

議案第 1 号 庄内南部地区合併協議会会議運営規程について

議案第 2 号 庄内南部地区合併協議会会議傍聴規程について

- 富塚陽一会長** 引き続いて協議事項に入らせていただきます。これも会の運営等が主な内容になりますが、まず第 1 号と第 2 号を会議の関係ですから一括して事務局提案してください。

- 芳賀 肇事務局長** 資料の 22 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 1 号 庄内南部地区合併協議会会議運営規程についてでございます。この規程は協議会の会議の運営に関して必要な事項を定めるものでありまして、基本方針として第 2 条で会議は原則公開といたしております。ただし、出席委員の過半数が必要と認めたときは非公開とすることができるものといたしております。

第 4 条で会議の議事につきましては全会一致をもって進めることを原則といたしております。ただし、意見が分かれた場合については出席委員の過半数の賛同をもって議事を進めることとするものであります。

第 5 条では会議録の調製について規定し、第 6 条では会議録及び会議に提出された文書は原則として公開するといたしております。

続きまして議案第 2 号 庄内南部地区合併協議会会議傍聴規程をご説明申し上げます。23 ページでございます。この規程につきましては、協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるもので、先進地や議会の事例を参考に作成しております。

傍聴席につきましては、第 2 条で一般席と報道関係者席を分けることといたしております。

傍聴の手続きにつきましては第 3 条で、住所と氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならないといたしております。

傍聴人の定員については、第 4 条に規定しておりますが、会場がその都度変わりますことから、定員は定めないこととし、会場の規模等に応じて可能な限り傍聴を認めるものといたしております。

第 7 条におきまして、傍聴人の傍聴人席における写真撮影や録音等について禁止しておりますが、議会と同様に会長の許可を得た者については認めるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

- 富塚陽一会長** 以上二つの件であります。通例にしたがった規程だと思いますけれども、何かご意見ございましたらどうぞ。

- **富塚陽一会長** なければこれもこれで運営させていただいて、また不都合な点が出ましたら、ご提案いただいて修正させていただくことはやぶさかではありませんので、そのようなことで運営させていただいてよろしゅうございますか。

(「はい。」という声あり)

- **富塚陽一会長** ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

議案第3号 庄内南部地区合併協議会事業計画について

議案第4号 平成14年度庄内南部地区合併協議会歳入歳出予算について

- **富塚陽一会長** 続いて議案の第3号の事業計画と第4号の14年度の歳入歳出予算についてご提案を申し上げます。

- **芳賀 肇事務局長** それでは、資料の25ページをお開きいただきたいと思います。
議案第3号 庄内南部地区合併協議会事業計画でございます。この事業計画につきましては、1の協議会で協議する事項として、協議会で行う今後の全体的な内容、年次計画と次のページの2 平成14年度庄内南部地区合併協議会事業計画と二つに分かれております。

1の協議会で協議する事項では、協議会で行う具体的な内容といたしまして、
として合併協定基本項目についての協議、
として建設計画の作成、
としてまちづくりの戦略的構想や計画の作成、
として業務執行体制、執行システムの構築、
として行政施策、事務万般にわたる各構成団体間の相違事項の調整協議、
として住民に対する広報や住民の意向を尊重する方策の推進、
としてその他必要な事項を掲げて
おります。

次の(2)の協議の年次的計画では、合併特例法の期限であります17年3月から逆算したおおよそのスケジュールとして、平成15年度に建設計画や協議事項の概要を取りまとめ、16年度の前半にその調整を行い、半ばころには協議を終了することが望ましく今年度につきましては、15年度の作業を能率的、的確に進めることができるよう、検討課題、計画課題の具体的明確化、整理とともに必要な基礎資料の整備、また合併問題の制度的説明や構成団体の実情の把握などを行っていただく計画であります。

次のページの2 平成14年度事業計画では、14年度の事業といたしまして大きく6項目に分けて記載しております。

(1)の内南部地区合併協議会委員の活動では、委員の皆さまから実際に行っている内容といたしまして、
として合併の制度、背景や協議会の役割等についての研修や、
として各市町村の現状や今後の構想等について各市町村からの説明を受けたり、
として各市町村の住民からまちづくりについての意向等を調査いたしま

すほか、 として協議会における協議として（２）以下の専門部会等の事務レベルで行ってまいります事項につきまして、調査等の実施や進行状況などを適宜、協議会にお諮りしたり、ご報告させていただきたいと考えております。

（２）の第５条に規定する建設計画作成の方針と骨格作りにつきましては、建設計画の方針等の作成の参考とするため、各市町村の振興計画等の検討を行うとともに、財政状況の分析や財政見通しの作成のための基礎資料の整備を行うものでございます。

（３）の地域づくりの課題の収集と選択、整理につきましては、まちづくりのための計画、課題について各市町村から提案していただくとともに、学識者に提案を依頼するほか、一般住民の方からの提案についても検討し、学識者による任意の研究会を設けて、提案された課題の検討、現地調査、課題の最終的な選択、整理をお願いして、１５年度に行います本格的な検討課題を決定していきたいというものであります。

（４）の住民サービスの向上と効率的な業務執行を踏まえた業務執行体制、執行システムの構築のための調査、検討につきましては、モデル的な予備調査を行い、調査方法を検討後に各市町村において現状把握のための調査を行いまして、合併後において合併前の各市町村で執行すべき業務と一箇所に集約、統括すべき業務の区分や業務の見直し等について、学識者からの指導、助言も求めながら、整理、検討を行っていく計画であります。

（５）の各種施策、事務事業等の各市町村における相違事項の調査、調整案の検討につきましては、合併協定項目の調整や建設計画の策定などの基礎資料とするために、行政現況調査を行い、その調査結果から調査を行う際の課題について整理をした後に、協議会で協議を行っていただく合併協定項目の選定をし、さらにその調整内容案について検討を行いたいと考えております。

（６）の住民への情報の提供等につきましては、協議会だよりを発行し、積極的に住民への情報提供、周知に努めるとともに各市町村の独自の広報も積極的に行いたいと考えております。また協議会のホームページを作成しまして、協議会の内容、進行状況等についてインターネットでの情報提供や、合併に関する意見等の募集等についても行ってまいりたいと計画しております。

事業計画につきましては以上でございます。

続きまして平成１４年度の歳入歳出予算をご説明いたしますので、２８ページをご覧くださいと思います。

この予算案につきましては当面の暫定予算として編成いたしておりまして、歳入については鶴岡市の負担金５００万円と県からの交付金５００万円の合計１，０００万円とし、各町村からのご負担は補正予算を編成し、１２月議会での議決を経て、所業のご負担をいただきたいというふうに考えております。

歳出につきましては協議会の活動に要します当面の経費を計上させていただいておりまして、報酬９５万４千円につきましては、協議会の委員報酬であります。

共済費１０万５千円につきましては、臨時職員の社会保険料等であります。

賃金１１０万円につきましては、臨時職員の半年分の賃金でございます。

報償費 147 万円につきましては、委員研修の講師やまちづくり計画、専門部会での調査等に参加していただく学識者の方への謝礼でございます。

旅費 240 万 1 千円につきましては、協議会委員の費用弁償、講師の旅費、専門部会での視察調査や事務局などの職員旅費でございます。

需用費 208 万円につきましては、事務用品や講師等の昼食代、それから協議会だよりや資料等の印刷製本費を計上いたしております。

役務費 6 万円につきましては、郵送料でございます。

委託料 58 万円につきましては、ホームページの作成や会議録のテープ起こしの委託料でございます。

使用料及び賃借料 69 万円につきましては、会場使用料と事務局でのパソコン等の賃借料でございます。

備品購入費 56 万円につきましては、机、椅子等事務用備品の購入費でございます。

歳出の合計金額が 1,000 万円で歳入、歳出同額となっております。

以上でございますのでよろしくお願い申し上げます。

- 富塚陽一会長** 事業計画は実質的に委員の皆さまからご活動いただく、ご指導いただく重要な作業計画でございますので、これは十分ご審議いただき、また本日に限らずいろいろお気づきの点はお指摘いただいて、よりよい作業を進められるように、ご協力、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

ただ今の説明で若干補足をさせていただきますが、まず全体計画といたしましては、法律によりますとこの協議会でやるべきことはこの法律第 3 条と第 5 条に書いてありますけれども、その中に例えば法第 5 条の中で建設計画をこういう内容で作れというような規定があります。そのことで額面どおりとりますと既に各市町村がお持ちのまちづくり、建設計画を持ち寄ってそれをすり合わせしながら、さらにそれを練っていくというような作業が主になるのではないかと、膨大な作業ですのでそのように進めなければならないだろうと思いますけれども、どうもそれではこれからの過疎進行、少子高齢化の進展、社会経済の変動に対応する地域づくりの基本的な対応を考えなければならないとすれば、ちょっと物足らない感じがいたします。それで、とにかくこれから 21 世紀に向けてどのようなまちづくりを各々の団体でお考えかということを経営的にご提案いただいて、それを軸とした課題とその計画の推進について特段の配慮をするべきではないかというふうに考えて、全体計画の中の 長期的観点に立ったまちづくりの戦略的な構想・計画の作成ということを取り上げさせていただいております。その際各市町村でこれからの 21 世紀に何をすべきかということ、各市町村、あるいは議会、それから住民の皆さんからも積極的にご提案をいただき、それを軸として検討していくくらいの気構えでやらなければならないかなというようなことで、このことを掲げさせていただいておりますので、それを一つ念頭においてご指導賜ればありがたいというふうに思います。

合併協定基本項目につきましては、任意協議会の席上で特に三川町の議長さん始め、

多くの方々から新設合併にするか、編入合併にするかというようなご意見もありまして、その辺は北部でも大いに問題になっているようでありますが、基本的な考え方としては新設の方針で、しかし具体的に国が言っている新設か編入かというのに重要なファクターは議員さん、首長も含めてでありますけれども特別職の身分の取扱いが非常に大きなウエイトを占めておりますので、それは議員さんの中であらかじめ十分議論していただいて合意されることが大前提だろうというふうに思います。その部分を議会に今後のご検討で委ねるということではいかがかというふうに今までは取り扱っておりますので、ご報告をさせていただきたいと思います。

それから１７年３月までに発足するというようなことを前提にいたしますと、１６年度の９月から１２月、遅くとも１２月、でも各構成団体からこの結果について議決を得る必要がある、そして総務省に届けて承認を求めるという手続きも必要ですので、どうしても全体の計画は１６年度の半ば頃までにはまとめなければならないのではないかなというふうに思いますと、おおまかな作業にはなるでしょうけれども本格的な作業を１５年度にやって、１６年度に入ってからごちゃごちゃしたことの調整で、難儀な調整課題が出てくる可能性がありますので、前半は調整議論に費やす。そこで１５年度の作業を段取り良くするには、今年度何をするかということをきちんと整理しないと、あっという間に１５年度は過ぎてしまって、ろくな計画ができないのではないかなというふうに思いますので、今年度急いでこういう法定協にしたのも早く段取りを決めてきちんとした責任の持てる作業を皆さんのご意見を聞きながらしたらどうだろうということで、１４年度の作業はそのように取り扱わせていただこうかなと。

当面でありますけれども、私も含めてであります、他市町村の実情がよくわからないのではとても議論になりそうもありませんので、この際委員の皆さまと一緒に私も合併についての制度的な面の勉強と各構成団体の地域の実情、これからの方針など様々なことをお互いにお聞きして共通の認識を持って話を進められるようにするのが必要でないかということで、当面、制度的な勉強と他市町村の実情について情報を聞く、お互いに実情を把握するということに少し時間を費やしていただいたら、いいのではないかとこのことを１４年度の事業計画の冒頭に書かせていただいているところでございます。その他事務方でいろいろ、何にいたしましても今年は資料の整理をしないと、抽象的な論議ではいけませんので、どこの町のどこでどういう仕事をしているのか、ということなどの情報、資料も精密に調整してつき合わせするという作業も必要だと思いますので、ぜひ委員の皆様にもこういう資料を整えてほしい、ああいうことを調べたらどうだということがありましたらどんどんご提案いただき、こういう点も配慮してほしいという点がありましたら、ご遠慮なくご指摘をいただきたいと思います。そのようなことで、まちづくりにつきましても、いろいろご提案いただけるようにしたいと思っておりますので、でございます。

情報の提供につきましては、任意の協議会で市町村にやっていただこうかなという原案で提案したところ、協議会が責任を持ってやるべきだというごもっともなご意見もありましたので、情報の提供は協議会が積極的に行うということにいたしております。

す。ただそれでもって市町村がやることについて妨げるわけでありませんので、市町村が独自におやりになる分にはどんどんやっていただきたいということを申し添えながらそのようなことにさせていただいております。

若干くどいことですが補足説明させていただきました。ただ今の事業計画、大変重要なことでもありますので、今の時点でお気づきの点、疑問点ありましたらどうぞご遠慮なくご指摘ください。

- **富塚陽一会長** なければこのようなことで作業させていただいて、実際はこれからの日程がはっきりしないと皆さんもお困りだろうと思って、今日ここでお決めいただいたところで、いつどこで研修の機会を作るかとか、いつどこで事情をお聞きするような機会を作るかとか、早急に日程を作らせますので事務局を通じてご相談させていただきたいと思います。なるべく皆さんのご参加がいただけるような日程調整をするように事務局は配慮してください、各委員にご参加いただけるように。研修会もご多忙の先生方ばかりであり、一挙にお集まりいただけない場合もありますので、会は2度か3度に分けていつかは参加できるということにしたらいいのではないかなとも思っていますので、その辺も無理して日程を一つにまとめなくてもいいようにさせますし、今後のご活動、ご指導いただく日程の計画につきましては十分事務局に検討させますので、ご遠慮なく何なりとお申し出いただければというふうに思います。

予算は、いろいろ議会の審議のご日程もありましたので、鶴岡市議会で議決した予算の範囲内での暫定予算を組ませていただきました。活動内容が決まり次第、少し予算が膨らむかもしれませんが、その際は各町村から負担金をいただいて、最終的に12月議会のご議決をいただいた上で年度予算は確定をしまいたいというふうに思っております。

事業計画と予算、それぞれ案でありますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい。」という声あり)

- **富塚陽一会長** それでは、そのようなことでスタートをさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

6 その他

- **富塚陽一会長** その他ですが事務局何かありますか。
- **芳賀 肇事務局長** 特別にはありません。
- **富塚陽一会長** それで、会長から大変僭越でありますけれども、ご相談申し上げたいのでありますが、実はこの協議会の運営規程の中に盛り込むべきかとは思いましたが、

この委員さんの中での首長さんと議長さん、公職にあられるわけであります。それで協議会のときにどうしても急ぎの用事があるって出席されないという場合が間々ありそうな気がいたしますので、機関の長でもあるということから、この際首長さんと議長さんは代理出席をお認めいただけないかと思っていましたけれどもいかがでしょうか。他の先生方が代理と言われると困るのですけれども、識見を有するそれぞれのお方のご識見を尊重してのことなので代理と言われてもちょっと困るのですけれども、職務上、公職の場合は代理ということもあり得るかなと思いますが、いいでしょうか。なるべくそうならないようにしていただきますけれども、万が一にもそういう場合は代理出席をお認めいただけるかどうか、よろしいでしょうか。

- 富塚陽一会長** それでは、そういうことを一つご了解いただいたということにして、なるべくご本人にご出席いただくようお願いしたいわけですが、やむを得ない場合はそのようにということでございます。

その他何か、せっかくの機会ですので、ご発言ありましたら関係ないことでもよろしいですからどうぞご発言ください。まだまだ住民に対する情報提供が足りないとか、様々おありと思いますけれども、どうか識見を有する方の中から一人くらい何かご発言いただくといいのですけれども、どなたかいませんかでしょうか。どうぞ、これからも内容の濃いデータの提供とご議論いただけるような環境作りに最善の努力をいたしますので、どうぞ遠慮なく何なりとつつこんで議論していただければありがたいというふうに思います。それでは予定の議事のご審議を終了したことにしてよろしゅうございますか。

(「はい。」という声あり)

- 富塚陽一会長** それでは誠に協力ありがとうございました。これからもっと中身の濃い議論ができる協議会になるように準備をいたしますので、どうぞよろしくお願いを申し上げ、またくどくなりましたけれどもいろいろな問題がありましたら、どうぞ遠慮なく正面なり何なりで事務局にご指示くださいますように重ね重ねお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。

7 閉 会 (午前 11 時 45 分)

- 芳賀 筆事務局長** 本日は長時間にわたりまして、ご協議いただきまして誠にありがとうございました。これを持ちまして第 1 回庄内南部地区合併協議会を閉会させていただきます。